

1 事故発生部隊

海上自衛隊特別警備隊

2 事故発生日時、場所及び天候

(1) 発生日時

平成20年9月9日(火) 1658頃

(2) 場所

海上自衛隊第1術科学校大原訓練場体育館(広島県江田島市)

(3) 天候

天気 晴、気温 29度、風 東9ノット、湿度 約40パーセント

3 事故概要

(1) 事故種別

傷病事故

(2) 事故態様

教務で徒手格闘実施後に死亡

4 事故調査の概要等

(1) 調査の体制等

平成20年9月10日(水)、呉地方総監の命により、呉地方総監部幕僚長を長とする一般事故調査委員会(以下「事故調査委員会」という。)を設置し、事故調査を開始した。

なお、警務隊による捜査については、事故発生日の9月9日(火)、呉地方総監部からの通報を受けた呉地方警務隊本部が、同警務隊江田島警務分遣隊に連絡し、同分遣隊は、同日以降、事実関係を把握するため、関係者に対する事情聴取等、必要な捜査を行い、平成21年6月10日(水)、特別警備隊第3小隊長等4名を業務上過失致死の容疑で、広島地方検察庁に書類送致した。

(2) 調査内容

事故調査委員会は、次の要領により調査を実施した。

ア 特別警備応用課程(以下「応用課程」という。)学生、特別警備隊第3小隊(以下「第

3小隊」という。) (注1) 教育関係者、特別警備隊格闘部部員、陸上自衛隊第17普通科連隊格闘指導官 (注2)、自衛隊体育学校格闘指導官等からの聞き取り調査

イ 事故発生現場における調査

ウ 全自衛隊徒手格闘連盟常任理事に対する聞き取り調査

エ 使用防具の調査及び製造メーカーに対する聞き取り調査

オ 江田島市青木病院医師に対する聞き取り調査

カ NPO法人 国際空道連盟 理事長 大道塾 代表師範の協力を得ての聞き取り調査

(注1) 第3小隊が応用課程の教育を担当していた。

(注2) 陸上自衛隊第17普通科連隊格闘指導官等7名が特別警備基礎課程で格闘教官として教務を担当した。

5 事故の背景

(1) 特別警備隊における格闘教務及び連続組手の状況

ア 特別警備隊 (以下「特警隊」という。) においては、個人の練成訓練の一つとして「格闘」を実施しており、その目標は、任務遂行に必要な体力、筋力及び格闘能力を養うことにある。「格闘」は、徒手格闘及び執銃格闘を基本としているものの、部隊新編以来、専門的指導者が不在のため、特警隊員の中から各種格技 (柔道、剣道、空手等) の経験者を指導者としていた。

イ 平成13年4月に実施された特別警備基礎課程 (以下「基礎課程」という。) において、初めて、自衛隊体育学校曹格闘課程を修業した海上自衛隊第1術科学校 (以下「1術校」という。) (注3) の教官の指導の下、徒手格闘の教務において、一人の元立ち (注4) に対して複数の対戦相手が所定の時間内で一人ずつ順次連続的に相対して格闘を行う訓練 (以下「連続組手」という。) を取り入れ、4～5人を対戦相手として実施された。

(注3) 特警隊員の教育体系は、大きく基礎課程 (約36週間) と応用課程 (約1年3か月) の二つの課程からなり、前者は1術校が実施し、後者は特警隊が実施している。

(注4) 「元立ち」とは、複数の対戦者を相手に一人で組手を行う者をいう。

ウ 他方、特警隊長 1等海佐 ^{くまがいきみお}熊谷公夫 (以下「隊長熊谷1佐」という。) は、特警隊副長であった平成15年6月当時、大学時代から日本拳法の経験があり、日本拳法2段であったことから、特警隊での格闘を普及する目的で、各種格技の経験者を集め同好会として格闘部を創設した。

エ 格闘部では、徒手格闘を基本とした稽古を実施していたが、練習方法の一つとして、連続組手を取り入れていた。

- 格闘部においては、練習で連続組手を実施する場合、一人の「元立ち」に対し4～5人を対戦相手として、実施時間は対戦相手一人当たり30秒から1分程度としていた。
- オ 平成17年3月、格闘部では、当時の特警隊副長であった隊長熊谷1佐が転出する際、壮行会として同副長を元立ちとし、7～8人を対戦相手とする連続組手が行われた。以降、格闘部員が転出する際には、対象者の同意を得た上で、壮行会として対戦相手を10人前後とする連続組手が少なくとも2名以上の部員に対して行われた。
- カ 格闘部の創設以降、特警隊の実動小隊における個人の練成訓練の「格闘」においても、格闘部員を中心に4～5人を対戦相手とする連続組手を取り入れられた。
- キ 平成20年3月、隊長熊谷1佐が特警隊に着任した。
- ク 応用課程では、任務遂行に必要な体力、筋力及び格闘能力を身に付けさせるため、約1年3か月の教育期間中に、「鍛錬」の課目において、「体育」及び「格闘」の教務が行われていたが、第1801期までの応用課程では、「格闘」の教務として連続組手を実施していなかった。
- ケ 応用課程開始当時（平成13年度）から平成18年度までの課程では、格闘を担当する実質的な教官がいなかったこともあり、格闘の教務は十数時間であったが、第1901期応用課程（平成19年12月19日開始）では、平成20年4月から特警隊員 2等海曹 こだましんご 児玉伸吾が体育・格闘を担当する実質的な教官として第3小隊 主任教官付（注5）に配置されたことから、格闘の教務が積極的に実施され、本課程では格闘の教務が増加し、事故発生以前には約60時間（鍛錬に関する課目に割り当てられた時間のうち、4分の1から3分の1）行われていた。また、教務に連続組手を取り入れられ、4月以降事故発生までに2回程度、対戦相手を4～5人とする連続組手を実施されていた（注6）。

（注5） 特警隊には、「教官」という名称の配置はなかったが、2等海曹 児玉伸吾が、主任教官付として指定されることにより、実質的な教官として体育・格闘の教務を担当していた。

（注6） 課程教育で実施した対戦相手を4～5人とする連続組手は、学生が5～6人の3つのグループに分かれ、グループ毎、一人の元立ちに対し5人程度を対戦相手として、対戦時間を1人2分程度とし、合計で1人の元立ちの訓練時間約10分程度を基準として実施された。

なお、2等海曹 児玉伸吾が4～5人の連続組手を課程教育に取り入れた理由としては、格闘部及び実動小隊内でこの方式で連続組手が行われていたこと、更には主任教官付児玉2曹が基礎課程の学生であった平成13年当時、徒手格闘の教務において、この方式による連続組手を実施した経験があったためとしている。

(2) 第1901期応用課程における1回目の学生総員による連続組手実施の状況

ア 学生総員を対戦相手とする連続組手は、応用課程学生であった3等海曹 D (以下「学生D3曹」という。)が学生を免ぜられる2日前の平成20年5月28日、格闘の教務において、1術校大原訓練場体育館 (以下「体育館」という。)で学生D3曹を元立ちとして実施された。

なお、この連続組手には、事故者の応用課程学生 3等海曹 (以下「事故者学生」という。) (注7)も参加していた。

(注7) 事故者学生は、本件事故後に2等海曹に特別昇任している。

イ 学生D3曹に対する学生総員の16人連続組手は、第3小隊員 主任教官付2等海曹 児玉伸吾^{こだましんご} (以下「主任教官付児玉2曹」という。)の発意で、課程主任教官 第3小隊長 3等海佐 B (以下「主任教官B3佐」という。)の許可を事前に得て、連続組手実施の直前に学生総員に対してその趣旨を説明し、了解を得て実施された。その時、学生D3曹は「16人を相手にするのは、きついなあと思いましたが、送別としてやってくれるものなら受けて立とう。」と思ったとしている。

主任教官付児玉2曹による趣旨説明の概要は、「格闘部では、転出者に対する連続組手が伝統的に行われており、基礎課程及び応用課程で徒手格闘を学んできた学生も連続組手を実施する素養、資格はある。」(注8)という内容であった。

(注8) 主任教官付児玉2曹は、格闘部の創設当時から同部に在籍していたが、過去の課程を含め、応用課程の学生は、格闘部に在籍していない。

ウ 学生D3曹に対する16人の連続組手の結果、元立ちであった学生D3曹は、前歯1本を欠き、下唇を2針縫う怪我をしたが、「それまでの仲間と最後に拳を交えて、仲間意識の共有ができたような気がしました。」と述べていた。また、連続組手終了後には、「学生D3曹及び1901期応用課程学生との連帯感が深まったように感じて非常に良い訓練であった」など、大半の学生が、仲間意識を共有でき、連続組手を実施して良かった旨の感想を述べていた。一方、「訓練としては問題ないが、辞める隊員に対しては、訓練から外し支援をさせているにもかかわらず、辞める隊員を対象として訓練を行う意味があるのか疑問を持っており、特別警備隊の悪しき習慣であると感じ違和感を持ちました。」と認識した学生もいた。

エ 連続組手終了後、主任教官付児玉2曹は、隊長熊谷1佐に対して、学生D3曹の怪我の状況を含めて事後報告を実施した。その際、隊長熊谷1佐は、学生D3曹の怪我の状況について、「徒手格闘においては起こり得る怪我の範囲」であると認識し、主任教官付

児玉2曹に対して、以後の格闘の教務については、気を付けて実施するよう指導したのみで、具体的な安全上の指示はしなかった。

オ 主任教官付児玉2曹は、当該報告をした当日の午後、以降の格闘の教務において、学生全員に「マウスガードを準備」、「打ち抜かない」及び「防具以外のところを打たない」などという安全対策を実施した上で格闘の教務を実施することを隊長熊谷1佐に報告し、了解を得た。

6 事故の状況

(1) 事故者学生が第1901期応用課程学生を免ぜられる前の状況

ア 平成20年7月頃、事故者学生は、当時、特警隊において学生を免ぜられ、特警隊本部勤務となっていた学生D3曹に、応用課程学生を辞めるかもしれない旨を相談した。学生D3曹は、既に学生総員との連続組手を経験していたことから、辞めるのであれば、事故者学生も学生総員に対する連続組手を実施されるかもしれない旨を述べた。その際、事故者学生は苦笑いをしていたが、特に嫌がっている態度は見受けられなかったとしている。

イ 7月頃、事故者学生は、応用課程学生の辞意を表明したが、主任教官B3佐が慰留に努めた結果、事故者学生は翻意した。

ウ 夏季休暇(8月9日(土)～19日(火))終了後、事故者学生は、自己の将来について再度熟考した結果、応用課程学生の継続意思がない旨、再度辞意を申し出た。このため、8月25日(月)、主任教官B3佐は、事故者学生の学生を免ずる手続を開始し、9月11日(木)付で学生を免ずる旨を9月1日(金)に当人に内示している。

エ 主任教官B3佐は、応用課程学生を免ずる手続開始以降、事故者学生には応用課程の教務支援を実施させ、本人の意思により参加を希望する教務については参加させることとしていた。しかし、以後の教務の大半は、他方面での実習及びその準備訓練であったため、結果として、事故者学生は、教務に参加せず、自主トレーニングとして課業時間外にランニング等を継続して実施していた。

オ 9月上旬、応用課程学生が訓練で厚木航空基地に立ち寄った時に、事故者学生は同基地に転出していた学生D3曹と再会した。その際、学生D3曹は、事故者学生から学生を辞めると決意した旨を伝えられ、学生総員との連続組手を実施される可能性について再度述べたところ、この時も事故者学生は苦笑いをしていたが特に嫌がっている素振りは見受けられなかったとしている。

カ 9月7日(日)、特警隊の当直員であった事故者学生は、応用課程学生 2等海曹 E、応用課程学生 2等海曹 F (以下「学生F 2曹」という。)及び応用課程学生 海士長 G (以下「学生G士長」という。)に対して、マウスガードを失くしたので買って欲しいと依頼し、結果として、学生G士長は、呉市内の運動用品店でマウスガードを1個購入し、翌日事故者学生に渡した。

(2) 事故発生直前の状況

ア 9月9日(火)、0900頃から応用課程学生は、閉所近接戦闘訓練(以下「CQB」という。)(注9)を1術校大原訓練場訓練棟(以下「訓練棟」という。)で実施した。事故者学生は、学生を免ぜられる旨の内示を受けていたことから、CQBの教務中は第3小隊主任教官付 1等海曹 H(以下「主任教官付H 1曹」という。)等とともに訓練環境変更等の教務支援に従事していた。

(注9) Closed Quarter Battle のことで、閉所における射撃訓練及び突入訓練をいう。

イ 主任教官B 3佐は、特警隊総務班長 1等海尉 Iから、前週に他方面の実習で使用した訓練器材が大湊から午前中に特警隊に到着することを聞いていたため、訓練棟に電話し、主任教官付H 1曹にその旨を連絡した。

ウ 1125頃、第3小隊幹部 3等海尉 C(以下「第3小隊幹部C 3尉」という。)は、CQB終了後に第3小隊事務室へ戻ったところ、事務室内で主任教官B 3佐と第3小隊幹部 2等海尉 J(以下「第3小隊幹部J 2尉」という。)が、昼頃に特警隊に到着する訓練器材の整備を実施するため、午後の教務を変更する必要がある旨の会話をしているのを聞き、午後の教務を変更する必要があることを認識した。

第3小隊幹部C 3尉は、午後の教務の射撃は、危険度が高く、準備を含めて、まとまった時間をとる必要がある訓練であることから、翌日の午後に予定されていた体育と入れ替え、体育の一部の時間を使用して訓練器材の整備を実施することを主任教官B 3佐に進言し了解を得た。また、第3小隊幹部C 3尉は、隊長熊谷1佐が他方面での部隊訓練に同行し不在であったことから、特警隊副長 2等海佐 A(以下「副長A 2佐」という。)に教務変更の報告を行い、了解を得て教務の変更を行った。

応用課程の教務は、やむを得ない場合以外は変更されないが、副長A 2佐は、第3小隊幹部C 3尉から、教務変更の理由を聞き、当日の午後に変更する教務が訓練器材の整備作業と体育であったため、危険はないと判断し教務の変更を了解した。

なお、副長A 2佐は、体育で格闘を実施する旨の報告は受けていなかった。

エ 1130頃、主任教官付H 1曹は、訓練棟において主任教官B 3佐から訓練器材到着

の電話を受け、訓練棟を出たところで訓練器材を載せたトラックを認めたため訓練棟に戻り、第3小隊主任教官付 1等海曹 K、主任教官付児玉2曹及び応用課程学生に、訓練器材を特警隊庁舎（以下「庁舎」という。）に搬入することを指示するとともに、午後の射撃を翌日の体育と入れ替え、体育の一部の時間を使用して訓練器材の整備を実施する可能性が高いことを伝えた。

オ 1145頃、主任教官付児玉2曹は、訓練器材の庁舎への搬入後、第3小隊事務室に戻ったところ、午後の教務が、訓練器材の整備後に体育の教務を実施するように変更されていることを確認したため、応用課程学生 体育係 海士長 L（以下「学生L士長」という。）に、体育の教務内容を作成し、昼休み中に報告するよう指示した。

応用課程における体育の教務内容は、主任教官付児玉2曹が作成していたが、学生の自主性を育成するために、夏頃から体育係に作成させることが度々あった。

カ 昼食後、学生L士長は、体育の教務内容としてランニング、学生2人が交互におんぶして坂道を登るトレーニング（以下「おんぶ登坂」という。）及び事故者学生に対する学生総員の連続組手を計画した。学生L士長は、学生D3曹が学生を免ぜられる際に学生総員の連続組手を実施されたことから、事故者学生に対しても特警隊の伝統のようになっている連続組手を実施した方が良いと思い、事故者学生が、9月11日付で学生を免ぜられる予定であるため、実施するならこの機会しかないと考え、連続組手を計画した。

1240頃、学生L士長は、元立ちとなる事故者学生の了解を得るため居住区に行き、体育の教務内容が了解された場合、学生総員による連続組手を含む体育の教務に参加する意思があるかどうかについて確認し、事故者学生は、参加する意思を伝えた。

キ 1250頃、学生L士長は、第3小隊事務室において、主任教官付児玉2曹に体育の教務内容としてランニング、おんぶ登坂及び学生総員による連続組手等を実施したい旨を報告した。

主任教官付児玉2曹は、体育の教務内容について主任教官B3佐まで了解を得る必要があり、その際に変更される可能性があること及び学生総員による連続組手を実施する際には元立ちとなる事故者学生の了解が必要であることを学生L士長に伝えた。

主任教官付児玉2曹は、教務の内容等を第3小隊幹部C3尉に報告し、報告中に主任教官B3佐が第3小隊事務室に帰ってきたので、同時に主任教官B3佐に体育の教務内容としてランニング、おんぶ登坂及び学生総員による連続組手等を実施したい旨を報告して了解を得たとしている。

ク 1300頃から庁舎において、主任教官付児玉2曹及び学生により訓練器材の整備を

実施した。

ケ 1415頃、主任教官付兎玉2曹は、主任教官B3佐から連続組手を含む体育の教務内容について了解を得た旨を学生L士長に伝えた。学生L士長は、武器講堂内で訓練器材を整備中であった事故者学生に再度、連続組手を含む体育への参加の意思を確認した。事故者学生は再度、参加する意思を伝えた。

コ 1435頃、訓練器材の整備が終了し、1500前に第3小隊幹部C3尉、主任教官付兎玉2曹及び学生は、体育館前に集合し、各人で準備運動を実施したが、体調不良等を当直学生 応用課程学生 2等海曹 M(以下「学生M2曹」という。)に申し出る者はいなかった。

サ 1500頃、第3小隊幹部C3尉、主任教官付兎玉2曹及び学生は、体育館前を出発し、約20分間をかけて約3kmのランニングを実施し、江田島市江田島町津久茂の坂道(付紙第1のとおり、約5～20度の傾斜で約170mの坂道)に到着した。約10分間休憩の後、概ね同じぐらいの体重の者同士がペアになり、おんぶ登坂を実施した。

事故者学生は、学生M2曹とペアを組み、3往復する計画であったが、1往復目と3往復目を実施し、2往復目については、連続組手を実施する事故者学生の負担軽減のために、事故者学生に代わって主任教官付兎玉2曹が実施した。

シ 1620頃、第3小隊幹部C3尉、主任教官付兎玉2曹及び学生は、津久茂の坂道から約3kmのランニングを実施して体育館前に戻り、約10分間休息した。

ス 1630頃、4人一組による徒手格闘が開始された。この格闘は応用課程においても何度か実施しており、4人のうち一人が防具を着け、他の一人は、グローブのみを着けて防具を着けた者を攻撃し、残りの二人は、防具等を着けずに攻撃者の足腰を持ったり、片手を拘束したりし、攻撃者の動作を阻むものである。1回の攻撃時間は約1分であり、4人の中で役割を交替して防具等を付け直し、各人が攻撃を実施したところで1640頃に終了した。

セ 主任教官B3佐は、4人一組による徒手格闘の様子を見に体育館に来ていたが、同徒手格闘の状況を確認し、主任教官付兎玉2曹が統制して、教務が整齊と実施されていたことから、連続組手の実施についても問題ないと判断した。

また、第3小隊幹部C3尉も、主任教官B3佐と同様に、教務が整齊と実施されていたことから、連続組手の実施についても問題ないと判断した。

なお、主任教官B3佐は、連続組手に立ち会うことなく自主トレーニングとして体育館外へ出て構内でランニングを実施した。

ソ 学生は、4人一組の徒手格闘終了後に約5分間休憩した。この間に、主任教官付兎玉2曹の「防具着けろ。」の指示で、次に実施される学生総員の15人を対戦相手とする連続組手のために、学生は、頭にヘッドガード、胴にプロテクター、手にグローブ、口にマウスガードを装着した。(付紙第2参照)

(3) 事故発生時の状況

ア 1645頃、主任教官付兎玉2曹は、連続組手に先立ち、学生を集めて、普段の格闘教務における組手の際にも常に示達している次の点を安全対策上の注意事項として示達した。

(ア) 打ち抜かない。

(イ) 防具以外は打たない。

(ウ) 自分の訓練として実施せよ。相手をよく見て間合いをとってやれ。相手を打ちのめすものでない。

イ 主任教官付兎玉2曹は、安全上の処置として、特に事故者学生の防具の装着状況を自ら確認し、頭にタオルを巻いてヘッドガードが動かないよう固定するとともに、防具の損傷チェックを実施した。

ウ その後、事故者学生は、レスリングマットの中央に入り、その周りを学生15名がほぼ等間隔で円を描いて立って並んだ。これは、レスリングマットの外はフローリングであり、倒れた時の衝撃が大きいことから、連続組手がレスリングマット内で実施されるようにとの配慮であった(付紙第3参照)。

エ 第3小隊幹部C3尉は、連続組手の開始に際し、レスリングマットの外に位置し、以後、学生の連続組手の実施状況を見ていた。

オ 主任教官付兎玉2曹は、連続組手実施中に審判としてレスリングマット内で次のとおり統制していたとしている。

(ア) 組手の時間については、自分の腕時計で時間管制し、連続組手全体で10分程度を基準(注10)と考えていたため、今回の組手における一人の対戦時間は、交代時間を含み、約50秒を基本とし、対戦状況に応じて、全体で10分程度になるように時間の調整を図った。

(注10) 連続組手全体で10分を基準とした理由としては、過去に課程教育で4～5人の連続組手を実施しており、この時、一人の元立ちに対して一回の対戦を2分程度とし、5人程度に対戦することから、全体で約10分程度の連続組手を実施した実績があったためとしている。

(イ) 連続組手実施中、主任教官付兎玉2曹は、学生の注意事項の遵守状況、顔色の判

定、ガード(注11)の指示及びこれに対する反応に注意していた。

(注11) ボクシングなどで受けの構え。また、防御することをいう。

なお、対戦順序については特に決めておらず、学生は順不同に学生自身の判断で事故者学生の前に一人一回ずつ進み出ている。

カ 1645頃、連続組手が開始された。事故者学生は、最初に学生F2曹と対戦し、以後、応用課程学生 3等海曹 N(以下「学生N3曹」という。)の右フックが当たり倒れるまでに、14人と対戦した。

学生の証言によると、事故者学生は、連続組手開始当初からパンチが大振りであり、4～5人目ぐらいから肩で息をし始めて疲れてきたようであり、主任教官付児玉2曹は、事故者学生に対し「(今のペースのように) とばすともたないぞ。コンパクトにいけ。」と声を掛けている。また、事故者学生は、10人目前後から、ばてた様子であり、足の踏ん張りが弱く、反撃はするがガードが落ちてきたことから、主任教官付児玉2曹が「ガードを上げろ。」と声を掛けたところ、事故者学生はその声に反応しガードを上げていた。

事故者学生は、学生N3曹に倒された時以外に、4人目の学生M2曹及び12人目の応用課程学生 2等海尉 O(以下「学生O2尉」という。)との対戦時にも倒されているが、パンチによるものではなく、クリンチ(注12)に行ったところを投げられたものであり、事故者学生がしっかりと受身を取っていたため頭は打っていない。

なお、主任教官付児玉2曹が注意喚起したのは、5人目の応用課程学生 海士長 P(以下「学生P士長」という。)がローキックで防具以外の部分を攻撃した際に「防具以外の所を攻撃するな。」と、また、8人目の応用課程学生 3等海曹 Qが交代指示の「止め」が聞こえず攻撃を継続していた際に、「熱くなるな。」と、更に、13人目の学生L士長が勢よく攻撃しそうになった際、「熱くなるな。」と注意したときである。

(注12) ボクシング等の立ち技系格闘技において、相手の攻撃を避けるため、相手に抱きついて防御する技術

キ 14人目の対戦者であった学生N3曹は、事故者学生が、顔面へのパンチを4発ぐらい打ってきたため、顔面へ左ジャブを1発打ち返した。その際、事故者学生のガードが下がっていたことから、学生N3曹は、「ガード、ガード」と注意した。

学生N3曹は、事故者学生が更に、顔面にパンチを4発程度打ってきたため、事故者学生の顔面に左ジャブを1発打ったところ、事故者学生は後に下がった。そこで、学生N3曹は、間合いを詰めるため前へ1歩踏み出した際、事故者学生が右パンチを打ってきたため右フックを打った。その右フックが事故者学生の左顎付近に当たり、後ろに2

～3歩下がりがりながら座り込むように倒れた。

ク 主任教官付兎玉2曹は、学生N3曹が放った右フックが事故者学生を打ち抜いたように見えたので、学生N3曹に対し、「打ち抜くな。」と注意した。

ケ 1658頃、事故者学生は、学生2名の助けを借りながら再度立ち上がったが、すぐに足がもつれるように右前方にひざからくずれるように横向きの姿勢で倒れた。

コ レスリングマットの外にいた第3小隊幹部C3尉は、事故者学生が再度倒れたところで、体力の限界であると思い、「止め」の指示を出し、主任教官付兎玉2曹も学生に「止め」の号令を発した。

(4) 事故後の対応

ア 主任教官付兎玉2曹は、学生に事故者学生の防具を取ることを指示し、学生M2曹は倒れている事故者学生のヘッドガードとグローブを外した。事故者学生は気を失っており、時々うめき、息遣いが荒かったため、学生O2尉と応用課程学生 2等海曹 Rは事故者学生のプロテクター（胴）を外した。

イ 第3小隊幹部C3尉は、事故者学生が酸欠か熱中症で倒れたものと思い、事故者学生を風通しの良い体育館の入り口付近に運ぶよう学生に指示した。

ウ 学生は、事故者学生を体育館の入り口付近に運んだが、嘔吐反射（注13）があったため、仰臥体位（注14）から回復体位（注15）にした。

（注13） 口腔内に刺激が加わると、その刺激によって反射的に嘔吐しようとする反応のこと。

（注14） 仰向けに寝る姿勢のこと。

（注15） 意識のない傷病者や嘔吐の危険のある傷病者にとらせる体位で、嘔吐物が気道を閉塞しないように横を向かせる体位のこと。

エ 第3小隊幹部C3尉及び主任教官付兎玉2曹は、氷水を取ってくること及び庁舎内の医務班（注16）を呼んでくることを学生に指示した。

（注16） 特警隊には、医務班として医官2名、衛生員2名が配置されており、高規格救急車も配備されている。

オ 1700過ぎ、医官 3等海佐 S（以下「医官S3佐」という。）は、帰宅のため庁舎内にある医務班を出て私有バイクで江田島市小用港棧橋（以下「小用棧橋」という。）に向かった。

事故当日は、医官、衛生員各1名は他方面の訓練に同行しており、残りの医官S3佐、衛生員 2等海曹 T（以下「衛生員T2曹」という。）が17時00分まで医務室で待機することになっていた。

カ 1704頃、学生P士長は、主任教官付兎玉2曹の指示により、駆け足で庁舎に向かったが、庁舎前の駐車場で帰宅しようとしていた衛生員T2曹に会い、体育館で傷者が発生した旨を伝えた。

キ 学生P士長から報告を受けた衛生員T2曹は、急いで医務班事務室に戻り、サチレーションモニター（注17）及び携帯酸素ポンベを持って救急車に乗り込み、体育館へ向かった。

（注17）酸素飽和度モニターのことで、血液がどの程度酸素を含んでいるかを測定する器械。通常、指先に機器を装着し、爪の近くを流れる血液を分析して酸素飽和度を持続的に測定して表示する。

ク 1706頃、庁舎にいた副長A2佐は、体育館で学生が倒れたことを聞き、第3小隊幹部J2尉とともに体育館へ向った。

ケ 学生P士長は、庁舎から持ってきた氷水で、事故者学生の後頭部と首の近辺の冷却を実施した。

コ 1707頃、衛生員T2曹は、体育館に到着し、事故者学生にサチレーションモニターを装着し、酸素飽和度の測定（注18）、撓骨（とうこつ）動脈の蝕知（注19）、酸素吸入を実施するとともに、事故発生時の状況を学生に確認した。症状観察の結果から、脈拍は正常であり、脳内出血時に見られるような脈の低下や血圧の上昇も認められなかったため、熱中症、脱水症状、脳震とうの可能性を考えた。また、事故発生時の状況から、脳内出血又はびまん性軸索損傷（注20）の可能性もあると考えた。

（注18）赤血球のヘモグロビンと酸素が結合する割合のこと。酸素飽和度は血液中の酸素濃度を示しており、正常値（一般成人では、95%）を下回っていると、呼吸機能に何らかの異常が生じていることが疑われる。

（注19）脈拍測定のこと、手首の付け根（親指側）にある撓骨動脈の収縮を測定した。

（注20）頭部に回転性の外力が加わった時に脳の神経線維が広範に断裂すること。交通事故等で頭部を強打した際に生じることが多い。

サ 衛生員T2曹は、医官S3佐が既に退庁して不在であること、体育館にいてもこれ以上の処置が取れないこと及び医療機関に搬送する場合においても衛生員が自分だけでは事故者学生の処置が困難であると考え、特警隊から近く、かつ、衛生員がいる1術校衛生課に搬送することを決意し、周りの学生にストレッチャー（注21）を救急車から降ろすことを指示した。

（注21）脚の高さを数段階に調整でき、患者が倒れている場所から救急車や病院のベッド等、高さの違う場所へ患者を横にしたまま搬送可能な車輪付きのベッド。

シ 特警隊先任伍長 1等海曹 U (以下「先任伍長U1曹」という。)と第3小隊主任教官付 2等海曹 V (以下「主任教官付V2曹」という。)は、私有バイクで帰宅しようとしていたところ、体育館前に救急車が停車しストレッチャーを降ろしているところを目撃したことから、状況を確認するために体育館に向かった。

ス 1710頃、先任伍長U1曹と主任教官付V2曹が体育館に駆け付けた時には、事故者学生が回復体位のままストレッチャーに乗せられ、救急車で1術校衛生課に向かうところであった。先任伍長U1曹は、自分の携帯電話で1術校衛生課に電話したところ、医官は不在であったので、その旨を衛生員T2曹に伝えた。(1術校衛生課長は、出張のため、自衛隊呉病院から、医官 3等海佐 Wが代行で来ていたが、1700頃、私有車両で退庁していた。)

セ 副長A2佐は、体育館に到着後、衛生員T2曹から医官S3佐が既に退庁したことを聞き、先任伍長U1曹に医官S3佐を直ちに呼び戻すよう指示した。

ソ 1713頃、先任伍長U1曹は、医官S3佐に自分の携帯電話で、傷者が発生したこと及び1術校衛生課に急行してほしい旨を伝えた。

タ 医官S3佐は、小用栈橋で先任伍長U1曹からの電話連絡を受け、直ちに私有バイクで1術校衛生課に向かった。

チ 1714頃、事故者学生をストレッチャーごと救急車に乗せ、主任教官付V2曹が運転し、衛生員T2曹ほか7名が同乗し1術校衛生課に向かった。

救急車内では、衛生員T2曹が、事故者学生に酸素吸入及び体の冷却を継続して実施した。また、事故者学生は車内でも嘔気があった。

ツ 1720頃、救急車が1術校衛生課に到着し、救急車の同乗者により内科診療室に事故者学生を運び入れた。

テ 衛生員T2曹及び1術校衛生課 2等海曹 X (以下「衛生課X2曹」という。)は、事故者学生をストレッチャーから内科診療室の処置台に乗せ換える前にルートを確認した(注22)。

(注22)「ルートを確認」とは、点滴を行うことであり、留置針を刺し、カテーテルを用いて点滴液の入ったボトルと接続する一連の行為を指す。

ト 衛生課X2曹は、事故者学生を処置台に乗せ換えた後、携帯酸素ボンベにつながっていた酸素マスクを内科診療室の酸素ボンベにつなぎ換え、衛生員T2曹は心電図モニターのパットを貼り、1術校衛生課 2等海曹 Yは、サチレーションモニター、血圧計を装着する処置を取った。また、応用課程学生 海士長 Z及び学生P士長は、事故者

学生に対し氷による体の冷却を実施していた。

ナ 1724頃、1術校衛生課 海曹長 a（以下「衛生課a曹長」という。）は、医官が不在であるため、近隣でCT設備を有している青木病院（江田島市）に電話で受入れを要請した。同時刻頃、医官S3佐は、1術校衛生課に到着し内科診療室に入った。

ニ 衛生課a曹長は、青木病院から受入れ可能と返答があり、処置中の衛生員へ伝えるため内科診療室に入ったところ、医官S3佐が到着していたため、医官S3佐に青木病院が受入れ可能である旨を報告した。

ヌ 1726頃、医官S3佐は、事故者学生が嘔吐したため、バイトブロック（注23）を指示し、バイトブロックを挿入後、口内の吸引を実施した。

（注23）患者（特に意識障害のある）が無意識に歯を食いしばり口が開かなくなるのを防ぐ道具。嘔吐物等が口腔内にある際に、患者が歯を食いしばり取り除けない場合があるため、吸引チューブの挿入できる間隙を確保する目的で使用する。

ネ 1737頃、医官S3佐は、事故者学生が嘔吐した直後にいびきをかきだしていたことから、頭蓋内病変の可能性を考え、早急にCTにより頭蓋内の状況を確認する必要があると判断した。

医官S3佐は、近隣でCT設備を有している青木病院に搬送することを決意し、特警隊から救急車に同乗してきた隊員と共に救急車で事故者学生を青木病院へ搬送した。医官S3佐等は、移動中、救急車内において、事故者学生に対し、点滴、酸素投与、心電図、血圧、脈拍及び酸素飽和度のモニターを実施した。

ノ 1740頃、救急車が青木病院に到着し、同病院において事故者学生に対し、酸素吸入、吸引処置等の継続処置を実施した。また、事故者学生は引続きいびきをかいている状態であったが、CT撮影が行われた。

ハ 1807頃、事故者学生のCT撮影の結果、頭蓋内に出血が確認され、青木病院では処置ができないとの判断がなされ、青木病院から脳神経外科のある呉共済病院（呉市）へ連絡が取られるとともに、青木病院の医師が消防局の方が救急搬送に慣れていると判断し、同病院から江田島市消防局に救急搬送の要請がなされた。

ヒ 1829頃、事故者学生を江田島市消防局の救急車に乗せるとともに、医官S3佐と第3小隊幹部C3尉が同乗し、青木病院を出発した。

移動中、救急車内において、医官S3佐及び消防局員により、点滴（高浸透圧利尿薬（注24）を追加）、酸素投与、心電図、血圧、脈拍及び酸素飽和度のモニターが実施された。

(注24) 脳の浮腫(はれ)を軽減させる抗脳浮腫薬

フ 救急車は、小用棧橋1837発、呉中央棧橋1857着のフェリーに乗り、1901頃、呉共済病院に到着し医官S3佐は青木病院で撮影したCT画像を同病院に渡した。

ヘ 1925頃、医官S3佐と第3小隊幹部C3尉は、呉共済病院の緊急外来の外で待機していたが、青木病院で撮影したCT画像を見た同病院の医師から、事故者学生に対する開頭手術は不可能であり、脳死に近い状態であることを告知され、事故者学生は集中治療室で容態監視されることとなった。

ホ 事故者学生は、呉共済病院の集中治療室における容態監視中、9月25日(木)2221、急性硬膜下血腫のため死亡した。

(5) 事故後の報告、通報等

事故当日、特警隊が実施した報告、通報等は次のとおりである。

ア 1720頃、特警隊当直士官から自衛艦隊司令部へ報告

イ 1730頃、1術校当直室へ通報

ウ 1925頃、海上幕僚監部運用支援課へ報告

エ 1940頃、呉地方総監部オペレーションへ通報

オ 2030頃、海上幕僚監部教育課へ報告

なお、1807頃、青木病院から警察及び消防へ通報されており、また、1954頃、呉地方総監部が呉地方警務隊へ通報した。

7 人員の死傷及び施設物件の損傷状況

(1) 人員の死傷

ア 事故者

第1901期特別警備応用課程学生

3等海曹(平成20年9月25日付 2等海曹に特別昇任)

イ 死傷の状況等

急性硬膜下血腫による死亡

(2) 施設物件の損傷

なし

8 事故の原因

(1) 人的要因

ア 隊長熊谷1佐

平成15年3月に基礎課程を修業し、応用課程の主任教官及び副長を含む約2年5か月間の特警隊勤務を経験していることから、特警隊における教育訓練に関する知識・技能及び経験を有しており、また、基礎課程において徒手格闘を履修している。

しかし、隊長熊谷1佐は、日本拳法2段及び剣道3段であり、格技の経験が豊富であったことから、自己の経験を過信し、客観的な教官選出の基準を持つことなく、主任教官付児玉2曹の格技及び格闘経験並びに格闘に対する熱意を評価し、安易に格闘の教務を担当させ、安全を確保するための具体的な指導をすることなく格闘教務の指導に当たったことは、事故の間接的要因と考えられる。

イ 副長A2佐

平成18年12月に基礎課程を修業し、主任教官である第3小隊長を含む約1年8か月間の特警隊勤務を経験していることから、特警隊における教育訓練に関する知識・技能及び経験を有しており、また、基礎課程において徒手格闘を履修しており、格闘に関する基礎的な経験は有しているものと考えられる。

しかし、副長A2佐は、海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達（海上自衛隊達第31号。42.6.7）（以下「教育訓練の実施に関する達」という。）第2条に定められた課程教育上の「教育部長等」の立場にあるとの認識はなく、各小隊とも各小隊長が練成訓練を円滑に実施していたと考えていたことから、第3小隊の課程教育についても第3小隊長が実施するものと安易に判断し、課程教育に関し何ら指導せず、教務の細部について把握していなかったことは、事故の間接的要因と考えられる。

ウ 主任教官B3佐

平成15年3月に基礎課程、平成16年3月に応用課程を修業し、第3小隊員を含む約4年5か月間の特警隊勤務を経験していることから、特警隊における教育訓練に関する知識・技能及び経験を有しており、また、基礎課程において徒手格闘を履修しており、格闘に関する基礎的な経験は有しているものと考えられる。

しかし、自己の安易な思いこみで、本来、副長A2佐の権限である教務内容等を決定する権限が主任教官にあるものと考え、教務内容等を決定していたことは、事故の間接的要因と考えられる。

エ 第3小隊幹部C3尉

平成13年3月に基礎課程、平成14年3月に応用課程を修業し、約5年7か月間の特警隊勤務を経験していることから、特警隊における教育訓練に関する知識・技能及び

経験を有しており、また、基礎課程において徒手格闘を履修しており、格闘に関する基礎的な経験を有していると考えられる。

しかし、特警隊日日訓練作業等命令において事故当日の「体育」の教務の担当者として指定されていたにもかかわらず、本件事故の直前に実施した4人一組の徒手格闘が整齊かつ安全に実施していたことをもって、当該連続組手も問題なく実施できるものと判断するなど格闘を適切に指導する技量になかったことは、事故の間接的要因と考えられる。

オ 主任教官付兎玉2曹

平成14年3月に基礎課程、平成15年3月に応用課程を修業し、約5年6か月間の特警隊勤務を経験していることから、特警隊における教育訓練に関する知識・技能及び経験を有しており、また、基礎課程において徒手格闘を履修しており、格闘に関する基礎的な経験を有していると考えられる。

しかし、剣道初段及び少林寺拳法初段であり、格技の経験が豊富であると自己の経験を過信し、連続組手を自らが指導できると安易に考え、適切な安全上の措置をとらないまま、教務で実施させるなど格闘を適切に指導する技量になかったことは事故の間接的要因と考えられる。

カ 学 生

第1901期応用課程の学生は、平成19年3月に1術校の基礎課程に入校し徒手格闘を履修した。同課程を修業後、平成19年12月から応用課程に入校したものであり、経歴上の問題はない。

(2) 教育訓練実施上の要因

ア 教育の実施

海上自衛隊における教育訓練は、課程教育等の基本教育と、これを修業後、部隊において実施する訓練である練成訓練からなっている。前者は、部隊等における職務遂行の基礎となる知識及び技能を習得させることを目的としている一方、後者は、隊員の練度を向上し、精強な部隊等を練成することを目的としており、基礎的な知識に立脚して応用的な知識及び技能を習得させる側面を有する。

特警隊は、平成12年度に新たな任務をもって新編された部隊であり、1術校において、平成12年度から基礎課程を開始し、特警隊内において平成13年度に応用課程を開始、これらの両方の課程を修業した者をもって、特警隊の部隊編成がなされ、任務対応の部隊となった。

したがって、特警隊が創設された当初の段階では、課程教育を修業すると同時に実動小隊の一員となることとなっていた。実際、海上幕僚監部（以下「海幕」という。）が制定した課程課目標準において、課目「鍛錬」の到達基準は、「任務遂行に必要な体力、筋力及び格闘能力を有する。」と定められていた。

このため、応用課程で習得する知識・技能のレベルは、実動小隊の知識・技能レベルと同等にする必要があり、応用課程の課程指導項目における課程到達目標の設定は、海上自衛隊でいう学校等で習得する基本教育のレベルに加え、部隊で習得する練成訓練終了時のレベルにする必要があった。

こうして、課程教育を修業すれば実動小隊ですぐに活躍できる者の養成が必要との考えから、いわば実動小隊で訓練しているものと同様のレベルの内容が課程教育で実施される素地が形成されていった。この結果、当時、格闘部で実施されていた連続組手が実動小隊で実施されていたことから、課程教育でも実施されるようになった。また、実動小隊の練成訓練で、「体育」に「格闘」を含め、慣習的に体育の時間に格闘を実施していたため、課程教育でも、格闘を体育として実施することとなった。

以上のように、海幕が基本教育と練成訓練の区別を明確にしないまま、課程課目標準を作成し、これに基づき隊長が応用課程の課程指導項目を定め、教育を実施していたことは、事故の間接的要因と考える。

イ 連続組手の実施

(ア) 連続組手の危険性

今回実施した連続組手は、学生1名の元立ちに対し、15名の対戦相手が順次1名ずつ連続して所定時間内で相互に自由に攻防を実施しつつ対戦するというものであり、1名当たりの対戦時間は、交代時間を含めて約50秒で進められた。その際、学生は、ヘッドガード、プロテクター（胴）、8オンスのグローブ及びマウスガードの防具を装着し、顔面への攻撃も許可されていた。

a 運動と反応時間

本件事故のように、1人の者が複数の者を相手に連続的に組手を実施した場合、元立ちは、適切に休息を取らない限り、順次対戦相手が代わることから、対戦を重ねるほど体力を消耗し疲労が蓄積していくため、動きが鈍くなり、相手の攻撃をかかわすための反応時間も遅くなって（注25）、顔面への攻撃を受けやすくなる。

一方、対戦相手は1回のみでの対戦で次々に交代するため、体力に余裕があり、元立ちと比較して、打撃力を含め高い運動能力を維持することができる。

したがって、連続組手は、特に後半の対戦において適切に休息をとるなど安全上の十分な対策を採らなければ、身体防護の観点からは極めて危険であると考えられる。

(注25) 出典：東正雄、安田保、運動と反応時間に関する研究、体育学研究、P86-93

b グローブによる攻撃の衝撃力

今回の連続組手では、8オンスのフルコンタクト用のグローブを装着していた。

素手の場合とグローブを装着した場合の衝撃力を測定し比較した結果、グローブを装着した方が衝撃力の最大値・力積(注26)とも大きくなる傾向にあり、特に、力積についてはグローブ装着時の方が素手よりも約30パーセント程度も大きくなる傾向(注27)にあることが報告されている。

(注26) 力積とは、力の大きさと力が働く時間をかけたものを言い、打撃のように短時間で力が作用する場合、加わる力が大きいほど力積が大きい。

(注27) 出典：1 吉福康郎著、最強格闘技の科学、福晶堂出版、P68-70

2 吉福康郎著、格闘技「奥義」の科学、講談社、P53-56

したがって、グローブを装着した場合、対戦者の拳や顔面が傷つくことを防止する効果はあるが、顔面、頭部に対する打撃は、素手より衝撃力が大きい分だけ脳の損傷につながる危険性が高くなるものと考えられる。

c 組手の実施要領

1人の者が複数の者を相手に連続的に実施する組手は、一般的には、日本拳法や空手等において、攻撃及び受けの技、型等の連続性を養うため、あるいは昇段審査を実施する場合に行なわれており、技量に応じ対戦する人数が増減している。

この場合、指導者が実施者の技量を判断し、対戦する人数、技の制限及び打撃場所の制限等を含むルールを決め、適切な防具を選定して、実施者の状況を常に安全面から確認しながら、安全に十分配慮して組手を実施させている。

このように学生同士で1人の者が複数の者を相手に連続的に実施する組手は、指導者が指導するに足る技量をもって、実施者の技量を適切に把握し、格闘ルールの設定、防具の選定等を適切に実施し、習技者の状況を常に安全面から確認しながら実施すれば、目的に応じた訓練となり得るが、これが適切でない場合は不慮の事故につながる可能性が高いものと考えられる。

(イ) 連続組手の必要性

海上自衛隊の訓練資料「徒手格闘」(海上自衛隊訓練資料第95号。以下「訓練資料

「徒手格闘」という。)に記載のある訓練方法は、空間訓練、約束訓練、試合教習及び試合の4つである。そのうち、試合教習は3段階に分かれており、第1段階は、教官の指示で学生が当て身等の技を出し、第2段階は、教官がすきを作り、それに対して学生が技を出すものである。第3段階は、各種の技を自由に用いて両者が攻防を行うものである。いずれの段階においても、教官が学生の疲労度を把握するなどの安全管理事項を遵守しつつ、攻撃の効果を判定しながら、訓練を行う。

また、応用課程において格闘は、特警隊員として任務遂行に必要な体力、筋力及び格闘能力を養うための教務の一環として実施されているが、課程指導項目に示された格闘の目標は、「・・・基本的な格闘技能を習得させる。」ことであり、格闘に関する教務運営指針においては、格闘の実習として「教官による展示」、「基本動作の訓練」及び「試合形式の訓練」が示され、段階的に技能を習得させることとされている。

しかし、本件事故のような連続組手は訓練資料「徒手格闘」に記載がなく、また、課程指導項目の教務運営指針にある「試合形式の訓練」とはいえないものであり、課程指導項目の目標である「基本的な格闘技能を習得させる」ことを超えた応用的なものであって教務として行う必要のないものである。また、主任教官付兎玉2曹が作成した格闘の教務実施計画(注28)の教務内容にも連続組手は含まれていなかった。

(注28) 副長A2佐が作成すべき教務実施要領がなかったため、主任教官付兎玉2曹が、教務実施要領に代わるものとして作成していたもので、教務の目標、習得内容及び指導計画が定められていたが、連続組手は内容に含まれていなかった。

更には、入校の取り消しが内示されている学生に、あえて、危険性の高い15人の連続組手を実施する必要性は無かったものと考えられる。

(ウ) 結論

本件事故では、特警隊長熊谷1佐は、教務における連続組手の実施を容認しており、また、主任教官B3佐も教務の実施に際して、連続組手の実施を許可していた。

教務に立ち会っていた第3小隊幹部C3尉及び実質的に教務を実施していた主任教官付兎玉2曹の両名は、徒手格闘の指導官としての教育を受けておらず、格闘を適切に指導する技量にはなく、このため、連続組手を実施する上で、格闘教官として、学生の技量の判定、格闘ルールの設定、及び防具の選択に適切さを欠くなど、総合的に十分な安全対策を二人が採っていなかったものと考えられる。

格闘を指導する技量がなかった第3小隊幹部C3尉及び主任教官付兎玉2曹が、連続組手の危険性や学生の技量を適切に判断できず、不適切な格闘ルールと不適切な防

具等により、安全対策を十分に採らないまま、教務方法としては採るべきでない、必要性のない、危険性の高い連続組手をその指導の下で行わせ、これにより14人の学生が連続的に対戦したことは不適切であり、事故の直接的要因と考えられる。

(3) 心理的要因

ア 連続組手実施に対する学生及び主任教官付兎玉2曹の心情

(ア) 学生の心情

学生を免ぜられる予定の学生に対し連続組手を実施することの見方は、学生間で一様ではなく、違和感を持った学生もいたものの、事故者学生に意図的に暴行を加えようとする意思はなく、基礎課程から厳しい訓練を共に実施してきた者同士が課程教育の最後の訓練を共に実施し、絆あるいは連帯感を深めようという思いが強かったものと考えられる。

(イ) 主任教官付兎玉2曹の心情

格闘部で転出者等に実施していた連続組手を特警隊における「伝統のようなもの」ととらえ、これを課程教育の場に持ち込み、1回目の連続組手実施後の学生所見をもって、連続組手を実施して良かったとの印象を持った。

したがって、主任教官付兎玉2曹としては、事故者に暴行を加えるという意図はなかったものの、教務で連続組手を実施することの危険性について深く考えることなく、学生間で拳を交え最後までやる達成感等といった心情的な面が先行し、連続組手を実施したものと考えられる。

イ 課程内の雰囲気

(ア) 学生間の確執の有無

各学生には、事故者学生と基礎課程から厳しい訓練を共に受け、励んできたという思いがあり、事故者学生に対する確執のようなものは見あたらない。

(イ) 連続組手を巡る雰囲気

第1901期応用課程において、1回目の連続組手を実施の際、主任教官付兎玉2曹が、連続組手は伝統のようなものと紹介し、事故者学生自らも対戦相手として連続組手に参加した事実があるほか、当該組手実施後、事故者学生を含め大半の学生が「やってよかった。」との所見を持っている。また、学生の証言によれば、事故者学生も、学生を免ぜられるときは連続組手をやるのだらうなという漠然とした発言を繰り返している。

連続組手の実施について、「やらないと言える雰囲気はなかったように思う。」との

証言もあり、学生が連続組手の実施を断ることが出来にくい雰囲気醸成されていた可能性もあるものの、少なくとも事故者学生は連続組手の実施前に実施について2度同意の意思を示していることなどから、連続組手は強制ではなく事故者学生の同意の下で実施されたと考えられる。

ウ 連続組手を実施した意図

主任教官付児玉2曹は、連続組手を実施する前に、安全対策上の注意事項として、①打ち抜かない、②防具以外は打たない、③自分の訓練として実施せよ、相手をよく見て間合いをとってやれ、相手を打ちのめすものではない、と伝え、このルールに則って、連続組手を実施するよう指示していること、学生が連続組手を訓練であると認識していたことなどから、入校取り消しが内示されている学生に対して連続組手を実施した目的は、事故者学生に対する課程教育の最後の訓練を行うためであったと考えられる。

(4) 管理上の要因

ア 教育訓練管理

(ア) 教育態勢

a 内部組織

主任教官B3佐は、平成20年4月、隊長熊谷1佐の了解を得て、主任教官付児玉2曹に口頭で体育・格闘の教務を担当するよう命じた。以後、主任教官付児玉2曹は、教務実施計画を作成するなど、実質的な教官として体育・格闘を担当していた。

隊長は、部隊及び機関の内部組織の細部規定について（通達）（海幕防第1748号。40.3.25）に基づき、特警隊の内部組織の所掌事務を規定することとされており、内部組織に関する達（特別警備隊達第1号。13.3.27）については制定されていた。また、特別警備隊における内務編成及び内務諸役員に関する達（特別警備隊達第17号。13.3.27）に基づき、主任教官と主任教官付は配置指定されていた。

しかしながら、隊長熊谷1佐は、同達を含む特警隊の規則において、主任教官及び主任教官付の任務分担や、教務実施上の責任者である教官という配置を定めていなかった。この結果、主任教官付が主体的に実施していた教務において、誰が教務実施上の責任者となるのか明確でなかった。

以上のように、隊長が特警隊の内部組織の細部を定めていなかったことは、事故の間接的要因と考えられる。

b 教官の指定

海上自衛隊においては、格闘訓練を行うための体制や、格闘について指導できる者を体系的に養成する体制を整備しておらず、格闘教官の指定について明確な基準を定めるに至っていない。

しかし、隊長熊谷1佐が、格闘訓練において、安全に格闘の教務が実施できるかなど、教官に必要な資質を十分に考慮することなく、単なる格闘の技量や経験等から判断して、格闘を担当する実質的な教官として主任教官付児玉2曹を指定したことは不適切であり、事故の間接的要因と考えられる。

c 課程指導項目

特警隊の課程教育においては、海幕が海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達(以下、「教育訓練の実施に関する達」という。)第9条に基づき、課程の課目標準(注29)を定め、隊長が同達第10条に基づき、課目標準に基づいた課程指導項目を定めることとされている。

(注29) 海上幕僚長が、各課程の課程到達目標、課目及びその時数と到達基準について制定したもの。

平成13年3月、海幕により応用課程の課目標準が定められ、特警隊において課程指導項目及び教務実施要領が定められた。その後、課程教育期間の見直しに伴い、平成17年3月に新たな課程課目標準が海幕により定められたが、隊長熊谷1佐が課程指導項目を定めたのは平成20年6月であった。

この課程指導項目の中で「鍛錬」という課目の内容は、「水泳」、「陸上競技」、「球技」及び「格技(各種格闘を含む。)」と定められたが、隊長熊谷1佐は、細目(目標、時数等)については定めておらず、何を目標に教務を何時間実施するのかが不明確であった。

また、課程指導項目において、「鍛錬」は、体力、筋力及び精神力を練成し、併せて基本的な格闘技能を習得することが目標とされている。本来、「格闘」は、体育訓練の種目等に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第82号)及び海上自衛隊における体育実施基準について(通達)(海幕教1第1947号。49.4.23)(以下「体育実施基準」という。)において「体育」の種目に含まれていないことから、「体育」とは区別して実施する必要がある。しかし、特警隊における課程指導項目においては、「鍛錬」の内容として、「格技(各種格闘を含む。)」が含まれることが定められていたことから、「体育」と「格闘」が区別されずに、「体育」の教務で「格闘」が実施されていた。

以上のように、隊長熊谷1佐が特警隊の課程指導項目を適切に整備していなかったことは事故の間接的要因と考えられる。

d 教務実施要領

特警隊の課程教育においては、副長が、教育訓練の実施に関する達第11条に基づき、隊長が定めた課程指導項目を細分化・具体化した教務実施要領（注30）を定める必要があったが、副長A2佐が「鍛錬」に関する教務実施要領を定めていなかったことから、教務実施に際しての目標、時数及び教務実施の要領等が不明確なまま、「格闘」を含む「鍛錬」の教務が、現場任せで教官等の経験・判断により実施されていた。

（注30）教育部長等（副長A2佐）が、教育訓練の実施に関する達別紙様式第2の様式に従い、課程指導項目に定める事項に基づいた教務単位ごとの題目、目標、時数、参考資料、教材、教務実施の要領を制定するものであり、海上自衛隊で課程教育の教務を実施する上で必要なもの。

以上のように、副長A2佐が、応用課程における「鍛錬」の教務に関し、課程指導項目に基づいて教務実施要領を整備していなかったことは、事故の間接的要因と考えられる。

(イ) 教育審査

隊長は、教育訓練の実施に関する達第16条に基づき、「教育の成果を分析検討してその改善を図るため、別に定める実施基準（教育審査実施基準について（通達）（海幕教第2232号。19.3.28）（以下「教育審査実施基準」という。））により教育審査を実施するものとする。」とされている。また、教育審査の結果は、教育審査実施基準に基づき、教育統計として、教育成果等及び現行教育計画の再検討を要する基本的問題点等について、海幕人事教育部長に通知することとされている。

しかし、特警隊においては、教育審査実施基準に基づき、教育・指導の現状を把握し、その適正な実施に資するための「課程等教育評価」、教育の実態を把握、確認し評価するための「教育査閲」及び教育における問題点等を摘出し、改善を図るための「教育分析」等の教育審査が実施されていなかった。

以上のように、隊長熊谷1佐が、教育審査実施基準に基づく教育審査を実施せず、応用課程における教育の実態を把握せず、教育訓練を実施してきたことは、隊長の指導監督不十分であり、事故の間接的要因と考えられる。

(ウ) 監察及び教育訓練の検閲等

監察の実施に関する達（昭和45年海上自衛隊達第10号）に基づき、海上幕僚長は、平成13年3月に特警隊が新編されたこと及び第1回目の特別警備課程が終了し、応用課程が開始されたことから、同年、特警隊における安全管理について、特定監察を実施し、課程課目標準、課程指導項目及び教務実施要領の見直しについて指導している。

また、自衛艦隊司令官は、平成15年度及び平成17年度に特警隊の部隊監察を実施している。平成15年度は、教育審査が実施されておらず、教育訓練成果の検討が十分にされていなかったことから教育態勢の整備について指導、平成17年度は、事故防止計画が周知されていない旨、安全管理について指導しているが、十分な改善は図られていなかった。

しかしながら、教育訓練の実施に関する達第37条に基づき、海上幕僚長は、必要と認める場合には、部隊等に対し教育訓練の検閲を実施することができるとされており、また、自衛艦隊司令官は、必要に応じて隷下部隊（特警隊）に対し教育訓練の検閲を実施することができるとされていることから、部隊及び課程の新設時において、教育の状況を把握し、不具合を改善することは可能であったが、特警隊創設以来、特警隊に対する教育訓練の検閲は一度も実施されていない。

また、特警隊で使用されていた防具は、学校等における教材の整備及び運用要領について（通達）（海幕教第3601号。18.5.30）により、隊長が調達して整備すべきものであったが、海幕としても、基本教育の課程を新設する際には、教材の整備について、その適合性等について評価し整備させる必要があった。

以上のように、海幕及び自衛艦隊司令部の特警隊の教育訓練に関する指導・監督が不十分であったことは事故の間接的要因と考えられる。

イ 安全管理

（ア）事故防止計画

特警隊は、特別警備隊安全管理規則（平成14年特別警備隊達第3号）（以下「安全管理規則」という。）に基づき、安全管理者たる隊長が、安全確保に関する管理事項を示す事故防止計画を作成し、安全会議、安全調査を各四半期に1回、安全教育を各四半期に2回実施することとしている。

しかしながら、平成20年度は、事故発生までの間に安全会議は1回も実施されておらず、また、安全教育も各四半期に2回実施すべきところ、実施された記録が残っているのは四半期に1回のみである。主任教官B3佐等及び学生からの聞き取りによ

れば、射撃や潜水訓練時等の事前教育として、安全教育が実施されていたとのことであるが、記録が残されていないため、実施日、内容等が不明確であり、適切に実施されていたとは言い難い。また、格闘に関する安全教育は実施されていない。

なお、安全調査については、規定の回数実施されていた。

以上のように、隊長熊谷1佐が、事故防止計画に基づく安全管理を適切に実施していなかったことは不適切であり、事故の間接的要因と考えられる。

(イ) 訓練資料に記載された安全管理

訓練資料「徒手格闘」（海上自衛隊訓練資料第95号）は、訓練実施前に教官相互の事前調整、施設・用具の事前点検及び整備、習技者（学生）の心身の状態の把握を行い、訓練中は習技者の疲労度の把握、適切に休憩をとること等について定めているが、これら訓練資料に記載された安全管理について第3小隊幹部C3尉及び主任教官付見玉2曹の認識が不十分であったことは、事故の間接的要因と考えられる。

(5) 器材上の要因

ア 防具

特警隊で使用されているプロテクター（胴）及びヘッドガード等の防具は、平成12年11月に調達され、約8年が経過しているものの破損等はなく、防具自体に不具合は認められなかった。

特警隊の格闘は、徒手格闘及び執銃格闘を基本としているが、徒手格闘は防具を装着している面や胴への突きや蹴り及び関節技や投げ技を許容するものであることから、防具、特に顔面及び頭部を防護するためのヘッドガードについては実撃に対応した仕様とすべきである。

1術校における基礎課程の格闘の教務では、実撃に対応した防具を使用していたが、応用課程の格闘の教務で使用されてきた防具は、教育訓練の器材として、教育訓練の目的や用途に応じた十分な検討がなされないまま、業者のカタログの中から選定し、購入されている。その結果、ヘッドガードについては、軽量で取扱が容易であるという理由から、相手に当たる直前に突き、蹴りの力を緩めた打撃をするライトコンタクト仕様の格闘技練習用のものが応用課程開始時当初から使用されていた。（付紙第4）

また、グローブについては、フルコンタクト用のグローブが使用され、教務においては、ライトコンタクト用のヘッドガードとフルコンタクト用のグローブ及びプロテクター（胴）（付紙第5）を使用して、顔面への攻撃を許容するという不適切な格闘ルールによる組手を実施することとなった。以上のように、使用する目的や用途に応じた防具

の選定及び使用法に関する十分な検討を実施せずに不適切な防具を選定したことは、事故の間接的要因と考えられる。

イ マウスガード

マウスガードは、平成20年5月に応用課程において、学生D3曹に対して行われた連続組手において、顔面に負傷する者が出たことから、その後、格闘の教務に導入され、事故当日の連続組手においても使用されていた。

一般的に格闘におけるマウスガードの装着は、直接外力からの歯の防護、歯による唇、舌、頬への損傷の防護、顎関節などへの衝撃力の減少に効果を発揮するばかりでなく、顎関節を介した脳への衝撃力の緩和にもある程度の効果があったものと推察され、事故の要因とは考えられない。

(6) 医療上の要因

ア 現場における応急処置

衛生員T2曹は、救急救命士の資格を有しており、体育館に駆け付けた後、意識及びバイタルサイン（注31）の確認並びに酸素吸入等、一連の処置を講じている。この時点では、脳内出血の可能性は残っているものの頭部外傷を明確に示唆する症状はなく、当日の気候条件等を考慮すれば、熱中症、脱水症状等を鑑別診断（注32）に挙げており、医療上の注意義務を怠ったとは考えられない。

（注31）人体の現在の状態を表す数値情報で、脈拍又は心拍数・呼吸・血圧・体温の4つを指す。

（注32）疾病を診断する際に、先入観等からの錯誤を防ぐために、可能性のある二つ以上の診断名を考
えること。

また、1術校衛生課には複数の衛生員が配置されていること、救急処置を実施する際の器材が整備されていること、及び地理的に体育館から数分で到着できる距離にあることから、衛生員T2曹は救急処置を実施する場として1術校衛生課を選択しており、医療上の注意義務を怠ったとは考えられない。

イ 1術校衛生課における応急処置

1術校衛生課に到着後、事故者学生を内科診療室の処置台に移乗させた時点で医官S3佐が1術校衛生課に到着した。事故者学生のバイタルサインは、安定しているものの、昏睡状態であり、嘔気、嘔吐、いびき様呼吸（注33）があり、体温は38.4度であった。医官S3佐は、この時点では、頭蓋内病変及び熱中症を主たる鑑別診断にあげつつ、酸素投与、嘔吐に対する処置及び体温冷却を実施している。

また、医療処置が行われている間に、衛生課員は、青木病院に受け入れ要請を行うと

ともに同病院から受入承諾を取り付け、搬送にも配慮をしており、衛生課における処置に問題はない。

(注33) いびきを伴った呼吸。

当日の気候条件等を考慮すると、脱水症、熱中症等である可能性は否定できない一方で、頭蓋内病変の有無を確定診断するために、医官S3佐は、CTを有し、救急患者を受け入れ可能な青木病院に搬送することとした。一方、脳内出血等が疑われることを勘案すれば、手術が可能な病院への搬送も考えられたが、医官S3佐は、頭蓋内病変の有無を確認するため、CTを有する病院への移送を判断しており、医療上の注意義務を怠ったとは考えられない。

なお、ドクターヘリによって直接病院へ搬送する手段については、医官S3佐及び衛生員T2曹ともに自らの使用経験がなく、要領及び所要時間等も不明であったことから選択しなかったものである。

ウ 医務班の待機状況

「訓練救護態勢について」(隊長命令第18-13号)(以下「待機基準」という。)に基づき、潜水訓練等については医官等が現場等で待機することを定めているが、射撃や「格闘」の訓練については、現場等で待機することを定めていない。

医務班は、事故当日の午前・午後ともに、実動小隊が実施している潜水訓練に対応し、待機基準に準じて救急車で現場待機していたが、1530頃に現場の潜水訓練が終了し、後片付けにはいったため、現場を離れ庁舎に戻った。

通常、潜水訓練は、待機基準では、衛生員が現場待機している場合、医官と救急車は庁舎等で待機してよいとされているが、他に待機が必要な訓練が予定されていなかったため、自主的に現場で待機していた。

事故発生当日午後の応用課程の教務は、射撃訓練(特別警備隊日日訓練作業等命令20.9.9)であり、医務班に対する待機基準の対象にはなっていない。また、医官S3佐及び衛生員T2曹は、応用課程の午後の教務内容が体育に変更になったことを通報されておらず、応用課程の午後の教務は、射撃と認識しており、応用課程の学生が走っているのを見かけたことから、射撃が終了し、自主トレーニングをしているのだと思っていた。

したがって、医官S3佐及び衛生員T2曹は、当日の教育訓練はすべて終了し、待機の必要がないため、課業終了後、速やかに帰宅できると判断した。

実際には、応用課程の教務は体育に変更されており、その中で格闘を実施する予定に

なっていたが、医務班への教務変更の通報はなく、また、鍛錬の課目の一つである体育及び格技（各種格闘を含む。）については待機基準外の訓練であった。更に、医務班は危険性の高い連続組手が行われていることを知らされてなかった。

格闘訓練を日常的に実施する陸上自衛隊においても現場への衛生員の配置は義務付けられていない。

以上のことから、医官及び衛生員が現場待機する必要は必ずしもなかったと考えられる。

他方、危険性の高い教育訓練を実施する際には、医務班を現場待機させる必要があると考えられる。

(7) 環境上の要因

ア 天候

事故発生場所の体育館又はその付近における事故当日の天候等の観測データは記録されていないが、比較的近傍で、海が近く標高が低いといった事故発生場所と類似した環境にある呉地方総監部の気象観測データは、次のとおりである。

1500

天気：晴れ、気温：29.4度、風：東9ノット、湿度：42パーセント

1800

天気：晴れ、気温：27.7度、風：東南東9ノット、湿度：45パーセント

事故当日の気温はやや高いものの、湿度は低く、熱中症が生じる可能性はあったものの、特に訓練を実施する上で支障はなかったものと考えられる。

また、体育館レスリング場のすべての扉及び窓は全開状態であったことから体育館内の気温及び湿度は外気とほぼ同程度であったと推測され、天候は、訓練の実施に影響はなく、事故の要因とは考えられない。

イ 訓練施設

本件事故は、教育訓練で日常使用している体育館レスリング場で発生した。特警隊で使用している体育館は、平成13年度に建設されたものであり、建設後約8年が経過しているが、建物は良好な状態にある。当該レスリング場には、平成14年度に納入されたレスリングマット（12m×12m、厚さ8cm）が設置されており、特に経年劣化もなく、格闘における投げや打撃等による転倒の衝撃は十分に軽減されるようになっている。レスリングマットは、付紙第3のとおりである。またレスリング場に訓練の障害となる物は置かれていなかったことから、訓練施設に訓練実施上の問題はなく、事故の

要因とは考えられない。

(8) 結 論

ア 直接的要因

(ア) 主 因

格闘を指導する技量がなかった第3小隊幹部C 3尉及び主任教官付児玉2曹が、連続組手の危険性や学生の技量を適切に判断できず、不適切な格闘ルールと不適切な防具等により、安全対策を十分にとらないまま、教務方法としては採るべきでない、必要性のない、危険性の高い連続組手をその指導の下で行わせ、これにより14人の学生が連続的に対戦したことが、事故の主因と考えられる。

(イ) 副 因

a 主任教官B 3佐の指導監督不適切

主任教官B 3佐が、連続組手を実施することを許可したことが、事故の副因と考えられる。

b 隊長熊谷1佐の指揮監督不適切

隊長熊谷1佐が、格闘を指導できるだけの技量のない主任教官付児玉2曹に、連続組手の実施を漫然と容認したことが、事故の副因と考えられる。

イ 間接的要因

(ア) 隊長熊谷1佐の指導監督不十分及び安全管理不十分

a 格技の経験が豊富であったことから、自己の経験を過信し、安全に格闘の教務が実施できるかなど、教官の適格性、学生の技量に関する管理能力等を考慮することなく、格闘を適切に指導する技量がない者に格闘の教務を担当させ、具体的な安全上の指導をすることなく格闘教務の指導にあたらせた。

b 教育審査を実施しておらず、各教務に対する指導あるいは改善事項等の徹底を図っていない。

c 安全会議、安全教育等を適切に実施しておらず、安全管理を徹底していなかった。

d 主任教官、主任教官付の任務等を定めておらず、教務実施上の責任者を明確にしていなかった。

e 課程指導項目を定めているものの、教務時数等、細目を規定していなかった。

(イ) 副長A 2佐の教務実施に関する指導監督不適切

a 課程教育上の教育部長であるにもかかわらず、教務の細部を把握する必要があるという認識はなく、各小隊長が教育訓練を円滑に実施していたことから、第3小隊

の課程教育についても第3小隊長が実施するものと安易に判断していた。

b 課程教育について何ら指導することなく、全般的に現場任せで実施していた。

c 教務実施要領を定めていなかったことから、各教務の目標、時数および教務実施の要領等を明確に示していなかった。

(ウ) 主任教官B 3佐の教務運営不適切

自己の安易な思い込みで、教務内容等を決定する権限が主任教官にあるものと考え、主任教官の権限を超えた教務運営を実施した。

(エ) 第3小隊幹部C 3尉の格闘に関する指導力不足

本件事故の直前に実施した4人一組の徒手格闘が整齊かつ安全に実施していたことをもって、当該連続組手も問題なく実施できるものと判断するなど格闘を適切に指導する技量になかった。

(オ) 主任教官付兎玉2曹の格闘に関する指導力不足

自己の経験を過信し、連続組手を自らが指導できると安易に考え、適切な安全上の措置をとらないまま、連続組手を教務で実施させるなど格闘を適切に指導する技量になかった。

(カ) 海幕、自衛艦隊司令部の指導監督不十分

a 海幕及び自衛艦隊司令部は、特警隊における安全管理等について、監察を実施していたものの、指摘事項が十分に改善されていなかった。また、海幕及び自衛艦隊司令部は、必要な場合、教育訓練の検閲を実施することができるとされており、部隊及び課程の新設時等において、教育訓練状況を的確に把握し、指導監督する必要があるが、部隊新編以来、一度も実施していない。

b 海幕は、基本教育と練成訓練の区別を課程科目標準の課程到達基準や練度到達基準において、明確にしていなかった。

9 事故防止方法に関する意見等

(1) 特警隊の安全管理態勢の構築及び安全意識の向上

特警隊では、安全管理態勢を維持するため、安全管理規則は制定していたものの、事故防止計画による各種安全施策が計画的に実施されていなかった。そのため、部隊発足当初から、危険であると認識していた射撃、爆破、潜水等については、繰り返し安全教育等を実施していたが、格闘に関しては、連続組手により負傷する隊員が発生しているにもかかわらず、格闘の教務において多少の負傷はあり得るという誤った認識から、同種事故再発

防止のための安全教育、安全調査等は実施されなかった。

しかし、本件事故は、格闘訓練の危険性を如実に示すものであり、格闘における危険性を周知するため、格闘訓練中の負傷に関する事例研究及び安全確保のための討論を行い、格闘訓練時の安全確保の徹底を図り、安全意識の向上を図る必要がある。

また、特警隊の訓練、業務等での安全を確保するため、特警隊で実施する諸作業等における不安全要素を全て摘出し、これらの改善を図るとともに、適切な事故防止計画を策定し、計画的な安全施策を実施する等、安全管理に万全を期した態勢を構築する必要がある。

今後、格闘訓練については、事故防止計画に基づく安全管理態勢を確立した上で実施する必要がある。また、連続組手については、教務方法として必要がないことから、今後実施しないようにする必要がある。

(2) 特警隊の課程教育における教育態勢の再構築

本件事故は、教育訓練の実施に関する達第2章第2節の「基本教育実施の基準」に定められた事項が適切に整備されず、教育現場での不適切な教務の実施により生じたものである。したがって、課程教育を行う上で根幹となる事項の整備が不十分であったことや特警隊の任務の特殊性を踏まえ、次に示す事項の検討に際しては、課程教育の他機関での実施も含め検討する必要がある。

ア 特警隊の課程課目標準の見直し及び課程指導項目の改善等

(ア) 課程課目標準の見直し

- a 特警隊創設時、応用課程修業者は、直ちに任務に就く必要があったことから、応用課程の教育内容が練成訓練のレベルにまで及んでおり、これが後に応用課程教育と実動小隊での練成訓練とを混同する原因になっていた。

したがって、海幕は、基本教育である課程教育の到達基準と練成訓練の到達基準については整合を図った上で、明確に区分できるように見直す必要がある。

- b 応用課程の課程教育では、課程指導項目の「鍛錬」の指導項目として、「格技（各種格闘を含む。）」と定められていたことから、「体育」と「格闘」が区別されずに、「体育」の教務で「格闘」が実施されていた。その原因は、課程課目標準において、「鍛錬」の到達基準を「任務遂行に必要な体力、筋力及び格闘能力を有する。」と定めていたことにある。

したがって、海幕は、課程課目標準の課目である「鍛錬」の内容を見直し、体育と格闘の区別を明確にする必要がある。

(イ) 課程指導項目の改善

課程指導項目では、課目「鍛錬」の内容として、「水泳」、「陸上競技」、「球技」及び格闘（各種格闘を含む。）と定めているが、これについては体育実施基準に基づき、例えば「球技」の細目である「サッカー」、「ハンドボール」等といった課程教育で必要とされる種目を細目として選定し、それぞれ教務時数を定めることにより、隊長は課程指導項目の改善を図る必要がある。

（ウ）教務実施要領の作成

特警隊の課程教育においては、副長が、課程指導項目に基づき教務実施要領を定める必要があったが、「鍛錬」に関する教務実施要領を定めていなかったことから、教務実施の具体的要領等が不明確なまま「格闘」を含む「鍛錬」の教務が、現場任せで実施されていた。

したがって、副長は、早急かつ厳正に教務実施要領を作成する必要がある。また、徒手格闘の教務実施要領の作成にあたっては、試合形式の訓練を計画する場合、安全対策を十分に考慮するのはもとより、学生が相対して実施する訓練に伴う危険性について明記する必要がある。

イ 課程教育に係る内部組織の再構築

特警隊の課程教育の内部組織は明確に規定されておらず、第3小隊幹部等の任務及び役割分担が規定されていなかったことから、教務実施上の責任の所在が不明確であった。

したがって、隊長は、教務実施上の責任を明確化できるよう内部組織を再構築するとともに、任務を明記しておく必要がある。

ウ 教官等指定時の基準の設定

本件事故では、格闘の教務を実施していた者が、海上自衛隊訓練資料の安全上の留意事項に従わず、かつ、徒手格闘の指導官の技量になかったため、学生の技量の判断、格闘ルールの設定、防具の選定等を誤っていた。

したがって、隊長は、教官の指定にあたっては、安全に教務が実施できるよう指導官の資格を有するか、または、格闘の技量のみ偏ることなく、海上自衛隊訓練資料に則った教務が実施でき、基本的な防具の性能等を理解しているといった安全上の基準を設け教官を指定する必要がある。

なお、格闘訓練の教官養成については、海上自衛隊の能力が十分でないことから、陸上自衛隊からの教官の派出及び陸上自衛隊での格闘指導官の養成についても検討する必要がある。

（3）適切な防具の整備

特警隊で使用していた防具は、使用する目的等を十分に検討せず選定されたものであり、また、整備された防具に対応していない不適切な格闘ルールで訓練が実施されており、安全上の配慮が不十分であった。

隊長は、教育訓練に関する安全対策の観点から、防具と教育訓練内容との適合性及び格闘の危険性を十分に考慮して教育訓練内容に適した防具を整備する必要がある。

また、これらの防具については、教務実施要領に明記するとともに、学生の練度・技量等に応じて適切に使用するよう徹底する必要がある。

なお、海上自衛隊に基本教育の課程新設をする際は、教材の整備についても海幕で適合性等を評価する必要がある。

(4) 教育審査の確実な実施

隊長熊谷1佐は、教務を視察することはあったが、教務の教育審査を実施していなかったことから、格闘の教務において経験則に頼る不適切な教務が実施されている実態を見過ごした。

隊長は、教育審査の重要性を再認識し、教育・指導の現状を把握するため、課程等教育評価、教育査閲及び教育分析等の教育審査を厳格に実施することによって、教育上の問題点を把握し、改善を図る必要がある。教育審査の結果は、教育統計資料として、海幕に通知することと定められおり、海幕は、確実な実施について部隊に注意喚起する必要がある。

(5) 海幕及び自衛艦隊司令部の特警隊の課程教育に対する監督の強化

特警隊の教育訓練要領の適否については、特警隊が行う教育査閲の結果報告等を報告する教育統計資料及び海幕、自衛艦隊司令部が必要に応じて実施する教育訓練の検閲で検証することは可能であったが、部隊発足から事故発生まで教育査閲実施結果の海幕への報告及び教育訓練の検閲は実施されておらず、特警隊が実施する課程教育が第三者により検証されることはなかった。

したがって、海幕及び自衛艦隊司令部は、特警隊の課程教育の監督を強化する必要がある。

そのため、海幕は、学校長等により通知された教育統計資料の内容を評価し、特異な状況等があれば、必要に応じ教育訓練の検閲を実施し、課程教育の実施状況を確実に監督する必要がある。また、必要とする能力を課程教育で付与しているか否かを、その教育段階から確認するため、特別警備術科に関し知見を有した幕僚を自衛艦隊司令部に配員する必要がある。更に、課程教育開始にあたっては、課程指導項目、教務実施要領及び使用教材等、課程開始の準備状況の確認及び指導を行うことにより、課程教育が適切に実施できる

態勢とする必要がある。

自衛艦隊司令部は、定期的な部隊監察の実施により、特警隊の練成訓練の実施状況を把握するとともに、必要に応じ教育訓練の検閲を適切に実施する必要がある。また、課程教育を含み、特警隊の教育訓練状況を日々把握し、その内容について適宜指導する必要がある。

(6) その他

ア 入校の取り消しが内示されている学生の訓練参加の原則禁止

入校の取り消しが内示されている学生は、当該教育課程に関する特技職として必要な資質や知識及び技能を向上させる必要性はないため、隊員として一般的に必要な資質を養い、又は向上させるようなものを除き、訓練に参加させないようにする必要がある。

イ 特警隊の病院搬送手順の改善

(ア) 病院搬送マニュアルの作成

事故当日の医務班は、医療上の注意義務を怠っていたわけではないものの、重症の患者が発生した場合には速やかに搬送することが望ましいことから、医療機関への搬送マニュアルを作成する必要がある。その際、医務班は、事故等が発生した場合、速やかに手術等が実施できる医療機関に搬送することも考慮する必要があり、地域医療機関と密接に連携・協調するとともに、高次医療機関へ速やかに搬送する手段としてドクターヘリの使用について研究する必要がある。

(イ) 教務変更の通報等の医務班との連携要領の確立

隊長は、危険性が高い教育訓練を行う場合には、医務班が教務の内容を的確に把握し待機できるよう、連携要領を確立する必要がある。また、教務実施要領との整合を図り、教務の具体的な内容に応じた待機基準を設定する必要がある。